

### 様式第三（第3条第3項関係）

#### 特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

##### 1. 認定をした年月日

平成27年10月6日

##### 2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

京都大学イノベーション投資事業有限責任組合

##### 3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

###### （1）特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名 称	京都大学イノベーション投資事業有限責任組合
所在地	京都市左京区吉田本町 36-1
無限責任組合員	京都大学イノベーションキャピタル株式会社
所在地	京都市左京区吉田本町 36-1
設立年月日	平成26年12月22日
資本金	35百万円
出資者	国立大学法人京都大学（議決権割合100%）
役職員の構成	取締役6名（うち京都大学役職員以外の社外取締役5名）、支援・投資委員会7名（うち京都大学役職員以外の社外取締役5名）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	役員：当社の業績 職員：投資実績、ハンズオン実績、売却実績、事務処理の正確性
役職員の報酬の水準	職務内容・役職等に応じ、役員につき年間12百万円から20百万円、投資部門職員につき年間8百万円から17百万円、管理部門職員につき年間10百万円程度。その他支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動する賞与を支給する。

###### （2）特定研究成果活用支援事業の内容

###### ①特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

京都大学イノベーションキャピタル 1百万円

京都大学 150億円

その他民間企業 特定新事業開拓支援投資事業及び特定研究成果活用支援事業の

実施に関する指針二(4)前段に基づき民間企業からの一定額の出資を受けるものとする

※ただし、京都大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

#### ②特定研究成果活用支援事業の概要

京都大学は、工学、農学、理学、医学、薬学、再生医療等多くの最先端分野における基礎研究成果を社会に技術移転しており その知財収入額及び共同研究受入額は国内の大学でトップクラスである。その研究から生まれる知を基にして生まれる様々な形態の企業を支援の対象とする。

#### ③特定研究成果活用支援事業の内容

特定研究成果活用事業者に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容は以下のとおりである。

##### 【助言・支援】

社外取締役派遣等による経営全般に関する指導

民間企業等との協働の推進

会計（財務会計・管理会計）、税務、法務等、企業経営をするために必要な指導  
(当社の顧問事務所活用等も含めて)

民間からのリスクマネー調達支援

##### 【資金供給】

本組合を通じて、事業化計画に基づいたマイルストーン投資を行う。このことにより事業化において資金調達に経営チームのリソースが割かれることを極力回避し、また事業化のサポートを行う民間企業の支援対象事業者の資金繰りに関する不安を取り除くとともに、シード・アーリーステージでの投資を行うことによる本組合のリスクを極力低減する。なお、個別あるいは特定のセグメントの対象事業者に対しては、当社が無限責任組合員、本組合及び対象事業者とシナジーのある民間事業者等を有限責任組合員とした組合（以下「子ファンド」という。）を新たに設立し、子ファンドを通じて投資を行う場合がある。

#### ④対象事業者の基準

- (ア) 京都大学における知（研究成果・技術等を含む。以下同様。）を活用して新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが期待されるものであること。
- (イ) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ) 京都大学における知の活用と京都大学の学術研究の進展に資することであること。
- (エ) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズに対応したものであり、か

つ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。

- (オ) 支援決定を行ってから5年～10年程度で事業化が見込まれ、その後本組合の存続期間内に、京都大学イノベーションキャピタル株式会社が保有する対象事業者の株式等の処分その他のによる資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (カ) 対象事業者に対して、京都大学イノベーションキャピタル株式会社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等との協力が見込まれること。

#### ⑤支援内容の基準

- (ア) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (イ) 民間のベンチャーキャピタルの業界慣行を不当に無視した条件で投資を行うなどして民業を妨げることなく、さらに民間のベンチャーキャピタルが投資できないステージにおいて単独で投資する際も以後のステージで民間のベンチャーキャピタルから投資を受けやすい投資スキームで投資を行うこと。
- (ウ) 事業化に向けた計画を策定し、いつ何が達成されるべきか（以下「事業化計画」という。）について支援対象者との間で認識を共有すること。
- (エ) 事業化において資金調達に経営チームのリソースが割かれることを極力回避し、また事業化のサポートを行う民間企業の支援対象事業者の資金繰りに関する不安を取り除くため、事業化計画に基づいてマイルストーンを設定し、民間からリスクマネーの調達が可能になるステージを加味して、マイルストーン達成時に支援を行う額について支援対象者と合意すること。
- (オ) 対象事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援の実施の決定後には、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (カ) 対象事業者に対する支援が、主として本組合を通じて直接行うものであること。  
なお、他者の運営するファンドへ出資を行うのは、特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的とするファンドに対して出資を行う場合に限る。
- (キ) 前号に定める特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的として他者の運営するファンドへ出資する場合にあっては、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切に投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求める等による適切にフォローアップを行うものであること。
- (ク) 対象事業者の財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、対象事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価することであること。

- (ヶ) 対象事業者への支援において、京都大学が共同研究機会・技術アドバイス・起業家教育プログラムの提供等の役割を担うなど、その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (コ) 個人及び対象事業者の関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて京都大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保すること。
- (サ) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成することであること。
- (シ) 研究者の自主性や京都大学の自主性を尊重するとともに、京都大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (ス) 中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないものであること。

#### ⑥京都大学との連携体制

京都大学イノベーションキャピタルは、京都大学産官学連携本部が中心となって行う起業教育指導等に対し、事例提供・人材派遣などを通じて支援を行う。

また、京都大学と共同研究活動等に関する情報を共有し、本事業における支援の対象となる研究成果やジョイントベンチャーの相手先の発掘に活用する。同時に新たな産学連携に関して、事業化及び起業へ繋げることができる新たな構造を検討し実行する。

さらに、京都大学イノベーションキャピタルが検討する投資対象について、必要に応じ、京都大学の有識者から技術評価の支援等その他必要なコンサルティング業務を受ける。

#### ⑦類似の民間事業者等との連携のための情報交換の促進

京都大学は、京都大学イノベーションキャピタル、日本ベンチャーキャピタル㈱、みやこキャピタル㈱（以下「京大ベンチャーファンド運営事業者」）及び関西TL0㈱と定期的な情報交換会を開催し、シーズ情報等を提供することとしており、これを踏まえて、京都大学イノベーションキャピタル及び京大ベンチャーファンド運営事業者は、京都大学から情報提供を受けたシーズに対する共同投資を含む投資可能性の検討などの連携を行う。なお京都大学イノベーションキャピタルは、本事業が民業補完に徹するものであることに鑑み、民業補完に資するように本連携を行うとともに、その他の民間VCとも京都大学発ベンチャー企業に係る意見交換・情報交換を促進することで、京都大学発ベンチャー企業を創出・育成する京都大学を中心としたエコシステムの形成を目指す。

## 4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期

本組合設立の日の翌日から起算して 15 年間とする。但し、当該期間後に回収が見込まれる支援対象がある場合は変更認定を前提として 5 年延長し 20 年間とする。

組織図

